

## 構造設備の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
脱衣室及び浴室	男女別に設け、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること	条例 3-1-(1)	○	○	—
	開放することができる窓又は換気設備を設けること	条例 3-1-(2)	○	○	○
	採光又は照明のための設備を設けること	条例 3-1-(3)	○	○	○
	飲料水を供給する設備を設けること	条例 3-1-(4)	○	○	○
脱衣室	想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(5)ア	○	○	—
	保温設備を設けること	条例 3-1-(5)イ	○	○	○
	洗面設備を設けること	条例 3-1-(5)ウ	○	○	—
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設けること	条例 3-1-(5)エ	○	○	○
	ベビーベッド又はこれに代わる設備を設けること	条例 3-1-(5)オ	○	○	—
浴室	天井は、水滴落下防止の方法を講じた構造とすること	条例 3-1-(6)ア	○	○	○
	床面から 1.5メートルまでの壁は、耐水性の材料を用いること	条例 3-1-(6)イ	○	○	○
	床面は、耐水性の材料を用い、適当な勾配を設け、汚水を屋外の排水溝又は排水管に排出することができるように仕上げ、かつ、清掃を容易に行うことができる構造とすること	条例 3-1-(6)ウ	○	○	○
	洗い場は、想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(6)エ	○	○	—
	洗い場には、想定される入浴者数に応じた数の給水湯栓、シャワー設備、洗い桶および腰掛けを備えること	条例 3-1-(6)オ	○	○	○
浴槽	耐水性の材料を用いること	条例 3-1-(7)ア	○	○	○
	洗い場での使用水又は浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないこと	条例 3-1-(7)イ	○	○	○
	循環ろ過装置でろ過し、消毒設備で消毒された浴槽水を供給することができること。ただし、毎日換水する場合は、この限りでない	条例 3-1-(7)ウ	○	○	—
	想定される入浴者数に応じた広さを有すること	条例 3-1-(7)エ	○	○	—
	入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示するための温度計等を有すること	条例 3-1-(7)オ	○	○	—
	必要に応じて手すり又は階段を有すること	条例 3-1-(7)カ	○	○	—
	浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること	条例 3-1-(7)キ	○	○	○

構造設備の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
《循環ろ過装置を設ける場合》					
循環ろ過装置	ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること	条例 3-1-(8)ア	○	○	—
	ろ過器は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材について十分な逆洗浄を行うことができる構造とすること	条例 3-1-(8)イ	○	○	—
《サウナ室又はサウナ設備を設ける場合》					
サウナ室・設備	サウナ室は、男女を区別すること	条例 3-1-(9)ア	○	○	—
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること	条例 3-1-(9)イ	○	○	○
	サウナ室の床面は、清掃を容易に行うことができる構造とし、排水の必要がある場合には排水を容易に行うことができるように適当な勾（こう）配及び排水口を設けること	条例 3-1-(9)ウ	○	○	○
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者の身体に直接接触しない構造とすること	条例 3-1-(9)エ	○	○	○
	サウナ室には、換気口を適当な位置に設けること	条例 3-1-(9)オ	○	○	○
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を設け、かつ、温度計を入浴者の見やすい位置に設けること	条例 3-1-(9)カ	○	○	○
	サウナ室には、室内を見通すことができる窓を設け、かつ、非常用ブザー等を入浴者の利用しやすい位置に設けること	条例 3-1-(9)キ	○	○	○
便所	脱衣室等入浴者の利用しやすい場所に男女別の便所を設け、開放することができる窓又は換気設備及び流水式手洗設備を設けること	条例 3-1-(10)	○	○	○
排水	排水溝又は排水管及びこれらに付属する排水ますは、耐水性の材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐことができる構造とすること	条例 3-1-(11)	○	○	○
《屋外浴槽を設ける場合》					
屋外浴槽	浴槽及びこれに至る通路は、男女を区別し、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること	条例 3-1-(12)ア	○	○	—
	浴槽に至る通路は、脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること	条例 3-1-(12)イ	○	○	—
	浴槽の構造は、条例第3条第1項第7号（工を除く。）に掲げる構造とすること	条例 3-1-(12)ウ	○	○	—
	屋外には、洗い場を設けないこと	条例 3-1-(12)エ	○	○	—
	屋外の浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内の浴槽内の湯水に直接混入しない構造とすること	条例 3-1-(12)オ	○	○	—

維持管理の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
浴槽水	浴槽水は、営業中常に満ちた状態に保つこと	条例 3-1-(13)	○	○	—
	浴槽水の水質は、次の基準を満たすこと。ただし、市長が衛生上支障ないと認める場合にあっては、ア)又はイ)を除く。				
	ア) 濁度は、5度以下とすること	条例 3-1-(14) ア	○	○	○
	イ) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下とすること	条例 3-1-(14) イ	○	○	○
	ウ) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下とすること	条例 3-1-(14) ウ	○	○	○
	エ) レジオネラ属菌は、検出されないこと	条例 3-1-(14) エ	○	○	○
	浴槽水は、毎日完全に換水し、清浄に保つこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽の清掃および消毒をすること	条例 3-1-(16)	○	○	—
浴槽水には、医薬品、医薬部外品その他の物質を加え、又は電気、放射線等を作用させないこと。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない	条例 3-1-(20)	○	○	○	
循環ろ過	ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒をすること	条例 3-1-(18) ア	○	○	—
	浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること	条例 3-1-(18) イ	○	○	—
	浴槽水は、次に掲げるところにより消毒を行うこと。ただし、これらによりがたい場合であって、塩素系薬剤による消毒と併せてその他の方法による消毒を適切に行うときは、この限りでない (ア) 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること (イ) 結合塩素のモノクロアミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロアミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと	条例 3-1-(18) ウ	○	○	—

維持管理の基準

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
循環ろ過	浴槽水については、1年に1回（気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、1年に2回）以上、条例第3条第1項第14号の水質基準について検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること	条例3-1-(18) 工	○	○	—
その他	給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと	条例3-1-(15)	○	○	○
	原湯を貯留する貯湯槽内の湯水は、塩素系薬剤により消毒されている場合その他これと同等以上の消毒効果を有する方法により消毒されている場合を除き、その温度を摂氏60度以上に保つこと	条例3-1-(17)	○	○	—
	回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽内の清掃及び消毒を行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合は、この限りでない。	条例3-1-(19)	○	○	—
	入浴者にタオル等の布類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとすること	条例3-1-(21)	○	○	—
	入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとすること	条例3-1-(22)	○	○	—
	脱衣室、浴室、便所その他の入浴者が利用する施設及び設備は、常に清潔で衛生的に保つこと	条例3-1-(23)	○	○	○
	脱衣室及び浴室に設けられた給水湯栓等から供給される湯水が水道法第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること	条例3-1-(24)	○	○	○
	伝染のおそれがある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと	条例3-1-(25)	○	○	○
	風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備等を置き、掲げ、又は設けないこと	条例3-1-(26)	○	○	○
	8歳以上の男女を混浴させないこと	条例3-1-(27)	○	○	○
	衛生及び風紀を保持するため、入浴者の留意すべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること	条例3-1-(28)	○	○	○
	脱衣室及び浴室は、十分な照度とすること	条例3-1-(29)	○	○	○
脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと	条例3-1-(30)	○	○	○	

構造設備・維持管理の基準（特殊公衆浴場）

基準		根拠	一般	一般以外	特殊
個室	浴場の外部から見通すことができない構造とすること	条例 4-1-(2)	—	—	○
	床面積は、5平方メートル以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること	条例 4-1-(3)	—	—	○
	各個室への通路は共用とすること	条例 4-1-(4)	—	—	○
	出入口は、幅 0.7 メートル以上、高さ 1.8 メートル以上とし、出入口戸には、上部半分の位置に幅 0.6 メートル以上、高さ 0.7 メートル以上の透明ガラス窓を設け、かつ、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及び鍵を設けないこと	条例 4-1-(5)	—	—	○
	個室は、個室の出入口から見通すことができる構造とし、遮蔽物を設けないこと	条例 4-1-(6)	—	—	○
	個室の照明の点滅器は、当該個室の外壁のみに設け、かつ、当該個室の全部の照明の点滅をすることができるものとする	条例 4-1-(7)	—	—	○
	その他	適当な広さの待合室を設けること	条例 4-1-(8)	—	—
適当な広さの従業員用休憩室を設けること	条例 4-1-(9)	—	—	○	
タオルの保管戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること	条例 4-1-(10)	—	—	○	
浴槽水は、客 1 人ごとに換水すること	条例 4-1-(11)	—	—	○	
従業員が客に対して使用し、又は使用させるタオル、くし又はヘアブラシは、新しいもの又は消毒した清潔なものとする	条例 4-1-(12)	—	—	○	
従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと	条例 4-1-(13)	—	—	○	

条例：大津市公衆浴場法施行条例

《 構造設備及び維持管理基準の特例 》

一般公衆浴場以外の公衆浴場については、大津市公衆浴場法施行条例第 3 条第 2 項の規定により、利用形態等に応じて構造設備及び維持管理の基準を一部除外できる場合があります。

⇒詳細は、保健所までお問い合わせください。